

第 2 次宇治市職員定員管理計画（改訂版）

はじめに	- 1 -
見直しの方向性	- 2 -
見直しの内容	- 3 -
1. 事務事業の再整理	- 3 -
2. 事業の性格付けの見直し	- 4 -
3. 職員数の削減を検討していくための区分	- 6 -
4. 職員数の削減を検討していくための区分ごとの削減人数	- 12 -
見直しの結果	- 14 -

平成 2 0 年 2 月

はじめに

第2次宇治市職員定員管理計画（以下、「定員管理計画」という。）は、人、もの、金、情報という経営資源に関し、外部資源の活用が自治体経営にとって必要不可欠となっていることを認識したうえで、その事務事業は誰が担うのがふさわしいのか、費用負担のあり方、公共サービスの質の向上、といった観点や事務事業の評価・再構築と一体的なものとして策定に取り組んだ。

そのうえで、「将来の市役所経営は、市民、地域、民間の力を引き出す役割へ、直接的なサービス供給主体としての役割から、地域経営のコーディネーターとしての役割を重視した施策展開へ、将来の団塊世代の大量退職等を見据え、一層スリムで生産性の高い行政へ、職員は職員でなければならない業務に集中へ、を目指す。」ということを基本的な考え方に据え、以下の4項目を基本方針として掲げ策定した。

事務事業の外部委託の推進や公の施設の指定管理者制度の導入等により、より少ない職員で良質な公共サービスを行える業務執行体制を築く。

公共サービスの提供方法については、公助・互助・自助の考え方に基づき行政・民間・地域住民の役割の見直しを行い、市民と宇治市との協働を推進する。

行政需要の変化に対応し、業務を縮小する部門から、行政需要の高い部門、政策・企画部門および重点施策推進部門等への再配置を行う。

組織の見直しを行い、効率的な業務執行体制を築く。

具体的な定員管理の手法としては、「事務事業のゼロからの見直し」を中心とし、組織・機構改革の視点、事務事業の見直しの視点、指定管理者制度導入の視点、民間活力の活用等の視点、職員の年齢構成の平準化の視点、を用い、人件費の1割を削減することを基本に目標削減人員を140人とし、その削減財政効果額を約12億6千万円（平成16年度当初予算ベース）と試算した。（この目標は、地方分権による権限委譲に伴う新たな事務事業、事務事業の増加および重点施策への増員並びに新規採用を含む数値とするとともに、消防職員については、団塊の世代対策として平成15年度から平成26年度までの計画を別途定めているため対象外とした。）

この定員管理計画の期間は、平成17年度から平成23年度までの7年間としているところであるが、詳細な内容については平成17年度と平成18年度についてのみとし、以降の詳細な計画策定を条件付けたものとなっていた。

そこで、今回の改訂版作成においては、アウトソーシングや再任用・嘱託職員・アルバイト職員等の活用によって、硬直化した人件費を削減することにより、市民福祉の財源を捻出することを理念に据え、第2次宇治市職員定員管理計画の全般的な課題整理を含む再検討を行った。

見直しの方向性

この定員管理計画では、「事務事業のゼロからの見直し」を手法として取り入れ、「行政が実施主体とならなければならない事務事業」と「必ずしも行政が全面的な実施主体とならなくてもいい事務事業」に区分したうえで、その担い手について検討を加えているが、事務事業の分類と担い手の設定において整合しない部分があった。

さらに、事業の設定単位において、予算を伴わない事業¹に複数の活動実態が含まれるものが見受けられ、事業の必要性の判断及び担い手の判断に困難をきたすケースもあった。

そのため、判断する単位となる事務事業の再整理をまず行い、そのうえで、事業実施の必要性についての根拠確認のため、事業の性格付けの見直し（「ゼロからの見直し」の再整理）を行い、そしてその担い手を検討するため、職員数の削減を検討していくための区分を設定しあてはめることを中心に見直しを実施した。

さらに、「地方分権による権限委譲に伴う新たな事務事業、事務事業の増加および重点施策への増員並びに新規採用を含む数値とする。」ものとしているが、三位一体改革で地方への業務移譲が進んでいる状況を踏まえた将来予測は行っておらず、財政効果額についても単純計算額を記載しているなどの課題が散見されたためこれらを踏まえつつ検討を加えていった。

その結果、これまでの作業で削減可能としたもののうち、例えば理論的には可能であったとしても、これまでの経過や業務の内容等から判断して、政策としてどうなのか、現実性があるのか等を総合的に検討した。

¹事業のうち人員対応のみで実施しているもの。事業実施に際し、経費が不要の場合は当該事業名・事業費が予算書に計上されず、当該業務に従事している職員の給料等が他の職員の給料等と一括して予算書に計上されることとなる。事業実施コストとしては人件費があるものの、当該事業名が予算書に出てこないことから「予算のない事業」「予算なし分」等と呼んでいる。

見直しの内容

1. 事務事業の再整理

予算を伴う事業についてはその単位とし、予算を伴わない事業については、総合計画の施策体系を基準に、ある程度独立性を持って実施されている単位で事業を設定した。

【事業数】

部	全事業数	一般分	実施計画分	予算なし分
市長公室	51	27	18	6
政策室・財務室	61	43	8	10
総務部	70	41	10	19
市民環境部	225	104	76	45
健康福祉部	360	185	140	35
建設総括室	9	5	0	4
建設部	158	59	51	48
都市整備部	141	84	26	31
会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局	37	33	1	3
水道部	57	8	0	49
教育委員会	268	142	89	37
合計	1,437	731	419	287

平成19年4月1日現在・・・以下のデータも同様

さらに具体的な検討を進めていくためには、その作業の属性により事業を細分化していく必要があるため、事業を構成する単位を「業務」として位置づけ、細分化をはかった。

業務の設定単位は、それ自体がある程度独立したものとして位置づけられる単位とし、その設定の考え方は、作業を「内部管理」・「収入」・「支出」・「資料作成」・「協議対応」などといった属性により大きく分類した後、その属性内で実際にあたる作業を分類した。

- [例]
- 内部管理・・・実施計画業務、予算関連業務
 - 収入・・・補助金申請事務、料金収納業務
 - 支出・・・発注業務、交付決定業務、検査業務
 - 資料作成・・・計画策定業務、国府等報告業務
 - 協議対応・・・関係機関協議業務、地元協議業務、業者調整業務

【業務数】

部	事業数	業務数	1事業あたり業務数
市長公室	51	247	4.8
政策室・財務室	61	232	3.8
総務部	70	372	5.3
市民環境部	225	1,261	5.6
健康福祉部	360	2,071	5.8
建設総括室	9	25	2.8
建設部	158	774	4.9
都市整備部	141	849	6.0
会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局	37	177	4.8
水道部	57	336	5.9
教育委員会	268	1,358	5.1
合計	1,437	7,702	5.4

2. 事業の性格付けの見直し

「ゼロからの見直し」においては、事業の性格付けは下記の通りとしている。

ア．行政が実施主体とならなければならない事務事業

法律で民間に行わせることを禁止しているもの
 市民等外部に対して公権力の行使を行うもの
 その事務事業自体が政策的判断を有するもの
 それ自体行わないことで行政責任を放棄することになるもの

イ．行政が必ずしも全面的な実施主体とならなくてもいい事務事業

第4次行政改革実施計画に位置づけされたもの
 指定管理者制度の対象になるもの
 部門別計画、指針レベルの計画および実施計画に位置づけられたもの
 補助金・分担金・負担金等を主体としたもの
 事業体の活動として必然的に生じるもの
 その他、施設の維持・補修など広くアウトソーシングの対象となるもの

この区分については、事業をその性格によって区分したものであるが、実施主体であるべきか否かということと、事業実施の判断基準が混在していることから、より理解しやすいよう再定義した。

【事業の性格付け】

性格コード	分類	注釈
A	実施が義務づけられているもの	法令により行政への実施責務が課せられているもの
B	政策的判断によって実施が選択できるもの	上記以外のもの

【事業の性格付け集約表】

	事業数	うち A		うち B	
市長公室	51	18	35.3%	33	64.7%
政策室・財務室	61	7	11.5%	54	88.5%
総務部	70	27	38.6%	43	61.4%
市民環境部	225	21	9.3%	204	90.7%
健康福祉部	360	207	57.5%	153	42.5%
建設総括室	9	1	11.1%	8	88.9%
建設部	158	33	20.9%	125	79.1%
都市整備部	141	59	41.8%	82	58.2%
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	37	29	78.4%	8	21.6%
水道部	57	30	52.6%	27	47.4%
教育委員会	268	88	32.8%	180	67.2%
合計	1,437	520	36.2%	917	63.8%

%は構成比

3. 職員数の削減を検討していくための区分

職員数の削減の可能性を検討していくために下記のように区分し、全ての事業及び業務について、あてはまるものがあるか検討を行った。(業務の場合は「業務」部分を読み替えるものとした)

区分コード	説明(注釈)
	事業のすべてまたは大部分が「職員 ² 」でなければならない事業 (法律による要請や公権力の行使を伴うもの)
	事業のすべてまたは大部分を「アウトソーシング」できる事業 (その事業分野について職員による対応が義務づけられておらず、民間参入の可能性のあるもの)
	事業のすべてまたは大部分が「嘱託・アルバイト職員等」でも可能な事業 (その事業分野について職員による対応が義務づけられておらず、作業環境等から嘱託・アルバイト職員等での対応が可能なもの)
	事業の一部を「アウトソーシング」できる事業 (と同様)
	事業の一部が「嘱託・アルバイト職員等」でも可能な事業 (と同様)
	「指定管理者制度」を導入することで職員の削減が可能な事業 (現在直営の施設について指定管理者制度の導入を検討するもの)
	「事業を廃止・縮小」することによって職員の削減が可能な事業 (実施計画・予算査定の中で並行して検討)

² 宇治市職員定数条例(昭和26年7月30日条例第47号)第1条に規定する職員

第1条

この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、公平委員会、消防機関及び公営企業に常時勤務する職員(副市長及び教育長を除く。)をいう。

【事業数と削減検討区分】

部	区分	全事業	職員 限定	アウ トソー シング 可	嘱託 等可	一部 アウト ソーシ ング可	一部 嘱託等 可	指定 管理者	廃 止・縮 小
市長公室	A	18	13		1	7	8		
	B	33	10	1	3	1	18		
	計	51	23	1	4	8	26		
政策室・財務室	A	7	5	3			2		
	B	54	36			2	7		
	計	61	41	3		2	9		
総務部	A	27	24	1	3	1	13		
	B	43	18	5	18	12	16		
	計	70	42	6	21	13	29		
市民環境部	A	21	20			4	2		
	B	204	118	7	9	25	67	14	
	計	225	138	7	9	29	69	14	
健康福祉部	A	207	131	1	22	5	145		
	B	153	90	3	10	6	100	1	3
	計	360	221	4	32	11	245	1	3
建設総括室	A	1	1						
	B	8	7		2				
	計	9	8		2				
建設部	A	33	19	2	1	10	4		
	B	125	46	4	1	3	68		
	計	158	65	6	2	13	72		
都市整備部	A	59	23	3	7	3	2		
	B	82	31	1	6	6	6		
	計	141	54	4	13	9	8		
会計室・議会・監 査委員・選挙管理 委員会・農業委員 会各事務局	A	29	21	2	1	4	7		
	B	8	2	1	1	1	7		
	計	37	23	3	2	5	14		
水道部	A	30	12	1		5	3		
	B	27	14	2	3		9		
	計	57	26	3	3	5	12		
教育委員会	A	88	60		30	7	58		
	B	180	107	7	69	11	79	5	2
	計	268	167	7	99	18	137	5	2
合計	A	520	329	13	65	46	244		
	B	917	479	31	122	67	377	20	5
	計	1,437	808	44	187	113	621	20	5

削減検討区分は複数選択の場合があるため ~ の事業数合計は全事業数と一致しない。

【事業数と削減検討区分：構成比】

	区分	全事業	職員 限定	ア ウ ト ソ ー シ ン グ 可	嘱 託 等 可	一 部 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 可	一 部 嘱 託 等 可	指 定 管 理 者	廃 止 ・ 縮 小
市長公室	A	18	44.8%		3.4%	24.1%	27.6%		
	B	33	30.3%	3.0%	9.1%	3.0%	54.5%		
	計	51	37.1%	1.6%	6.5%	12.9%	41.9%		
政策室・財務室	A	7	50.0%	30.0%			20.0%		
	B	54	80.0%			4.4%	15.6%		
	計	61	74.5%	5.5%		3.6%	16.4%		
総務部	A	27	57.1%	2.4%	7.1%	2.4%	31.0%		
	B	43	26.1%	7.2%	26.1%	17.4%	23.2%		
	計	70	37.8%	5.4%	18.9%	11.7%	26.1%		
市民環境部	A	21	76.9%			15.4%	7.7%		
	B	204	49.2%	2.9%	3.8%	10.4%	27.9%	5.8%	
	計	225	51.9%	2.6%	3.4%	10.9%	25.9%	5.3%	
健康福祉部	A	207	43.1%	0.3%	7.2%	1.6%	47.7%		
	B	153	42.3%	1.4%	4.7%	2.8%	46.9%	0.5%	1.4%
	計	360	42.7%	0.8%	6.2%	2.1%	47.4%	0.2%	0.6%
建設総括室	A	1	100.0%						
	B	8	77.8%		22.2%				
	計	9	80.0%		20.0%				
建設部	A	33	52.8%	5.6%	2.8%	27.8%	11.1%		
	B	125	37.7%	3.3%	0.8%	2.5%	55.7%		
	計	158	41.1%	3.8%	1.3%	8.2%	45.6%		
都市整備部	A	59	60.5%	7.9%	18.4%	7.9%	5.3%		
	B	82	62.0%	2.0%	12.0%	12.0%	12.0%		
	計	141	61.4%	4.5%	14.8%	10.2%	9.1%		
会計室・議会・監 査委員・選挙管理 委員会・農業委員 会各事務局	A	29	60.0%	5.7%	2.9%	11.4%	20.0%		
	B	8	16.7%	8.3%	8.3%	8.3%	58.3%		
	計	37	48.9%	6.4%	4.3%	10.6%	29.8%		
水道部	A	30	57.1%	4.8%		23.8%	14.3%		
	B	27	50.0%	7.1%	10.7%		32.1%		
	計	57	53.1%	6.1%	6.1%	10.2%	24.5%		
教育委員会	A	88	38.7%		19.4%	4.5%	37.4%		
	B	180	38.2%	2.5%	24.6%	3.9%	28.2%	1.8%	0.7%
	計	268	38.4%	1.6%	22.8%	4.1%	31.5%	1.1%	0.5%
合計	A	520	47.2%	1.9%	9.3%	6.6%	35.0%		
	B	917	43.5%	2.8%	11.1%	6.1%	34.2%	1.8%	0.5%
	計	1,437	44.9%	2.4%	10.4%	6.3%	34.5%	1.1%	0.3%

構成比の計算は各区分の ~ 合計に対する比率で計算している。なお、小数点第2位未満四捨五入としているため構成比の合計は100%とならない場合がある。

【既に委託、嘱託・アルバイト職員、指定管理者制度を導入している事業】

部	区分	全事業	既に委託しているもの		既に嘱託職員・アルバイト職員を導入しているもの		既に指定管理者制度を導入しているもの	
			数	割合	数	割合	数	割合
市長公室	A	18	1	5.6%	4	22.2%		
	B	33			12	36.4%		
	計	51	1	2.0%	16	31.4%		
政策室・財務室	A	7	2	28.6%				
	B	54	4	7.4%	3	5.6%		
	計	61	6	9.8%	3	4.9%		
総務部	A	27	10	37.0%	2	7.4%		
	B	43	9	20.9%	2	4.7%		
	計	70	19	27.1%	4	5.7%		
市民環境部	A	21	3	14.3%	2	9.5%		
	B	204	20	9.8%	13	6.4%	10	4.9%
	計	225	23	10.2%	15	6.7%	10	4.4%
健康福祉部	A	207	25	12.1%	59	28.5%		
	B	153	15	9.8%	25	16.3%	7	4.6%
	計	360	40	11.1%	84	23.3%	7	1.9%
建設総括室	A	1						
	B	8						
	計	9						
建設部	A	33	5	15.2%	2	6.1%		
	B	125	56	44.8%	3	2.4%		
	計	158	61	38.6%	5	3.2%		
都市整備部	A	59	14	23.7%				
	B	82	12	14.6%	6	7.3%	3	3.7%
	計	141	26	18.4%	6	4.3%	3	2.1%
会計室・議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	A	29	4	13.8%	4	13.8%		
	B	8						
	計	37	4	10.8%	4	10.8%		
水道部	A	30	6	20.0%	1	3.3%		
	B	27	4	14.8%				
	計	57	10	17.5%	1	1.8%		
教育委員会	A	88	9	10.2%	7	8.0%	1	1.1%
	B	180	2	1.1%	29	16.1%	1	0.6%
	計	268	11	4.1%	36	13.4%	2	0.7%
合計	A	520	79	15.2%	81	15.6%	1	0.2%
	B	917	122	13.3%	93	10.1%	21	2.3%
	計	1,437	201	14.0%	174	12.1%	22	1.5%

%は構成比

【業務数と削減検討区分】

部	全業務	アウトソーシング可	嘱託等可	一部アウトソーシング可	一部嘱託等可	指定管理者	～計
市長公室	247	2	7	12	129		150
政策室・財務室	232	4		4	21		29
総務部	372	6	48	15	55		124
市民環境部	1,261	39	104	46	201		390
健康福祉部	2,071	13	82	9	533	1	638
建設総括室	25		2				2
建設部	774	19	8	36	100		163
都市整備部	849	11	46	21	19		97
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	177	7	7	12	38		64
水道部	336	5	7	5	13		30
教育委員会	1,358	64	290	48	342	12	756
合計	7,702	170	601	208	1,451	13	2,443

削減検討区分は複数選択の場合があるため ～ の業務数合計は全業務数と一致しない。

削減検討区分 は事業レベルでのみカウント

【業務数と削減検討区分：構成比】

部	全業務	アウトソーシング可	嘱託等可	一部アウトソーシング可	一部嘱託等可	指定管理者	～計
市長公室	247	1.3%	4.7%	8.0%	86.0%		60.7%
政策室・財務室	232	13.8%		13.8%	72.4%		12.5%
総務部	372	4.8%	38.7%	12.1%	44.4%		33.3%
市民環境部	1,261	10.0%	26.7%	11.8%	51.5%		30.9%
健康福祉部	2,071	2.0%	12.9%	1.4%	83.5%	0.2%	30.8%
建設総括室	25		100.0%				8.0%
建設部	774	11.7%	4.9%	22.1%	61.3%		21.1%
都市整備部	849	11.3%	47.4%	21.6%	19.6%		11.4%
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	177	10.9%	10.9%	18.8%	59.4%		36.2%
水道部	336	16.7%	23.3%	16.7%	43.3%		8.9%
教育委員会	1,358	8.5%	38.4%	6.3%	45.2%	1.6%	55.7%
合計	7,702	7.0%	24.6%	8.5%	59.4%	0.5%	31.7%

構成比の計算は各区分の ～ 合計に対する比率で計算している。なお、小数点第2位未満四捨五入としているため構成比の合計は100%とならない場合がある。

【既に委託、嘱託・アルバイト職員、指定管理者制度を導入している業務】

部	全業務	既に委託しているもの		既に嘱託職員・アルバイト職員を導入しているもの		既に指定管理者制度を導入しているもの	
市長公室	247	3	1.2%	72	29.1%		
政策室・財務室	232	10	4.3%	7	3.0%		
総務部	372	23	6.2%	6	1.6%		
市民環境部	1,261	26	2.1%	18	1.4%	23	1.8%
健康福祉部	2,071	41	2.0%	133	6.4%	24	1.2%
建設総括室	25						
建設部	774	62	8.0%	7	0.9%		
都市整備部	849	42	4.9%	6	0.7%	7	0.8%
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	177	8	4.5%	7	4.0%		
水道部	336	27	8.0%	1	0.3%		
教育委員会	1,358	11	0.8%	61	4.5%	7	0.5%
合計	7,702	253	3.3%	318	4.1%	61	0.8%

%は構成比

参考：19年12月現在の嘱託職員・アルバイト職員数

	嘱託職員	アルバイト職員	合計
事務関係	115	122	237
技術職	12	1	13
作業関係	49	39	88
保健福祉	262	94	356
保育所	80	456	536
教育	107	39	146
施設管理等	52	2	54
合計	677	753	1,430
複数従事除く	566	405	971

4. 職員数の削減を検討していくための区分ごとの削減人数

職員数の削減の可能性を検討していくための区分に該当する事業（業務）について、削減可能人数を小数点第2位までで算定した。ここではまず業務で人数を算定し、それを事業へ積み上げることとした。

【業務数と削減検討区分ごとの削減可能人員】

部	全業務	アウトソーシング可	嘱託等可	一部アウトソーシング可	一部嘱託等可	指定管理者	合計
市長公室	247		1.10	1.20	0.60		2.90
政策室・財務室	232	0.15		0.27	1.34		1.76
総務部	372		0.55	0.02	2.92		3.49
市民環境部	1,261	0.10	0.40	1.10	1.90		3.50
健康福祉部	2,071	0.50	0.70		1.60		2.80
建設総括室	25						
建設部	774	0.44		0.40	2.58		3.42
都市整備部	849	0.20	0.25	1.30	0.41		2.16
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	177	0.04	0.20	0.20	0.40		0.84
水道部	336	0.20	0.27		0.18		0.65
教育委員会	1,358	19.00	6.30	0.20	0.70	1.00	27.20
合計	7,702	20.63	9.77	4.69	12.63	1.00	48.72

削減検討区分の各項目に該当する場合でも当該業務に従事する職員数が非常に少ない場合（小数点3位以下）は削減可能人員をカウントしていない。

この数値を事業単位へ積み上げていくが、削減検討区分については事業レベルでのみカウントしている。

なお、この数値はあくまでも理論的には可能であろうというレベルであり、即実施につながるものではない。これをもとにこれまでの経過や業務の内容等から判断して、政策としてどうなのか、現実性があるのか等を総合的に検討し、最終的な判断を下していくこととなる。

【事業数と削減検討区分ごとの削減可能人員】

部	区分	アウトソーシング可	嘱託等可	一部アウトソーシング可	一部嘱託等可	指定管理者	廃止・縮小	合計
市長公室	A		0.10	0.20	0.20			0.50
	B		1.00	1.00	0.40		2.00	4.40
	計		1.10	1.20	0.60		2.00	4.90
政策室・財務室	A	0.15			0.16			0.31
	B			0.27	1.18			1.45
	計	0.15		0.27	1.34			1.76
総務部	A		0.20		2.54			
	B		0.35	0.02	0.38			0.75
	計		0.55	0.02	2.92			0.75
市民環境部	A							2.74
	B	0.10	0.40	1.10	1.90			3.50
	計	0.10	0.40	1.10	1.90			6.24
健康福祉部	A	0.50	0.70		1.20			
	B				0.40			0.40
	計	0.50	0.70		1.60			0.40
建設総括室	A							2.40
	B							
	計							2.40
建設部	A	0.30		0.16	1.00			
	B	0.14		0.24	1.58			1.96
	計	0.44		0.40	2.58			1.96
都市整備部	A	0.20		1.00				2.66
	B		0.25	0.30	0.41			0.96
	計	0.20	0.25	1.30	0.41			3.62
会計室、議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会各事務局	A	0.04	0.10	0.10				0.24
	B		0.10	0.10	0.40			0.60
	計	0.04	0.20	0.20	0.40			0.84
水道部	A				0.15			0.15
	B	0.20	0.27		0.03			0.50
	計	0.20	0.27		0.18			0.65
教育委員会	A	19.00	1.50	0.10				20.60
	B		4.80	0.10	0.70	1.00	0.10	6.70
	計	19.00	6.30	0.20	0.70	1.00	0.10	27.30
合計	A	20.19	2.60	1.56	5.25			29.60
	B	0.44	7.17	3.13	7.38	1.00	2.10	21.22
	計	20.63	9.77	4.69	12.63	1.00	2.10	50.82

18年度調査時点での単純集計数値

見直しの結果

平成17年度～19年度の結果は下記の通りである。

	減員	増員	合計
17年度	35	16	19
18年度	26	12	14
19年度	8	8	±0
小計	69	36	33

平成20年度以降の期間中の削減可能数値はここまで実施した詳細データでは単純集計値であるが50.82人となっている。

このデータを参考にしながら、具体的な削減の可能性について、これまでの経過や業務の内容等を踏まえ、アウトソーシングや嘱託化の場合の代替費用等の面からも種々検討を加えてきたが、当初計画にある年度ごとの内訳を明らかにしていくことに関して、この間の検討の中で下記のような問題が明らかになった。

当初計画では含むこととしている増員については、今後の業務量の見込みがたたない中では推計することは困難であること。

個別項目の実施年度設定は、退職者不補充を前提として民間委託や嘱託化をはかる項目に限り可能であるが、それ以外については物理的に不可能であること。

例えば、退職者不補充を前提としない嘱託化などは、電算システムの完成など具体的な要因がある場合は実施年度設定が一定可能であるが、そのような要因がない場合は年度の設定は困難である。

個別項目について、管理運営事項として実施に移せるものもあれば、労働条件に関わるものもあり、それらについては、今後の業務量の推移を明らかにした上で関係団体と協議を進めていく必要があるが、今後の業務量の推移を明らかにすることが不可能な中では、具体的な個別項目ごとの年次計画を策定していくことは、結果として実現性が担保できないこととなること。

こうしたことから、計画の実効性を担保するため、当初の定員管理計画を見直し、全国の地方公共団体で一般的に採用されており、集中改革プランにおいても求められている、「個別項目の掲載は行わず、期間終了時の目標を持つ」というスタイルに変更する必要があると判断した。

そのため、第2次宇治市職員定員管理計画の目標を下記の通り置き換える。

「平成23年度までの計画期間中の職員削減目標値は140人とする。ただし、増員は除き、年度別内訳は策定しないものとする。」

ここまでの再検討作業において実施してきた詳細データでの削減可能数値は50.82人となっている。

この削減可能数値は、整数に満たないものもあるため、そのまま削減に結びつくものばかりではないが、定員管理計画の主要テーマである「アウトソーシング」・「嘱託化」に加え、第5次行政改革に示された「従来からの慣例や前例にとらわれることのない「選択と集中」による、思いきった発想の転換」と市民協働による取り組みをさらに進めていくことにより、目標到達に向け全精力を注ぐものとする。

また、この削減目標人員からは、増員を除くこととしているが、今後も更なる地方分権の進展に伴う業務の移譲、市民ニーズの多様化に伴う行政需要の増大等、想定しきれない事象はつきまとうものであり、ある程度の増員は避けて通れないと考えている。そのため、この目標においては増員は除くこととした。

なお、増員を必要とするような事象の発生に対しても、既に明らかにしている方針（民間活力活用の指針・指定管理者制度導入の指針など）に基づき個別に検討を加え、その時点で最も効果的・効率的な担い手を都度検討し、必要最小限の増員にとどめることとする。

職員削減内容は毎年度の組織・機構・定数見直し作業の中で明らかにしていく。

個別削減内容については、即決定し実行に移せるものばかりではなく、関係団体と協議が必要なものも含まれているため、毎年度の組織・機構・定数見直し作業を通じ実現をはかるものとする。

なお、平成16年度当初予算での職員給³12,313,038,000円に対して平成18年度決算での職員給は11,792,527,825円となっており、この時点で4.2%の削減となっている。

職員給の削減にはこの間の人員増減及び給与の改定、職員の年齢構成の変化などが影響しているだけでなく、再任用職員の活用も削減率に寄与しているといえるが、平成17年度から平成19年度までの3年間の人件費の削減実績から判断すれば、平成23年度までに140人を削減すれば、当初の計画の趣旨である「人件費の1割削減」は十分に可能な数値であると考えている。

³一般会計・特別会計の一般職職員給（給料・職員手当・共済費）合計から退職手当・消防職員に係る職員給を除いたもの